

国立研究開発法人産業技術総合研究所科学研究費補助金等に関する事務取扱規程

制定 平成16年10月1日 16規程第41号

最終改正 令和7年4月1日 令06規程第37号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会（以下「助成機関」という。）が国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の役員、職員、契約職員又は外来研究員（別に定める者に限る。）（以下「役職員等」という。）に交付する科研費等（科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金及び先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラムに係るものに限る。）をいう。以下同じ。）の応募及び管理並びに研究所が行う科研費等に係る諸手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(応募要件)

第2条 役職員等は、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、科研費等の応募をすることができる。

- 一 科研費等が国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に定める業務のいずれかに資するものである場合
- 二 科研費等が経済産業大臣から認可を受けた中長期計画の範囲の研究に資するものである場合
- 三 科研費等により購入した設備、備品及び図書（以下「設備等」という。）が研究所に寄附される場合
- 四 科研費等により行われた研究の実施の過程において発生した発明等の成果が国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）により取り扱うことができる場合

(科研費等の取扱い)

第3条 科研費等の交付を受ける役職員等（以下「被交付役職員等」という。）は、研究所にその交付を受ける科研費等に係る経理を委任するものとする。

- 2 被交付役職員等は、科研費等の対象となる研究（以下「助成事業」という。）の実施に伴う研究所の管理等に必要な経費（以下「間接経費」という。）として助成機関から交付を受けた金額を、研究所に譲渡する。
- 3 被交付役職員等は、助成事業の実施に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費（以下「直接経費」という。）から生じた利子を、研究所に譲渡する。
- 4 研究所は、被交付役職員等が研究所以外の機関に属することとなった場合は、直接経費の残額及び直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費（以下「科研費等の残額」という。）を当該被交付役職員等に返還する。ただし、助成事業を廃止する場合は、この限りでない。

5 前項の規定により科研費等の残額の返還を求めようとするときは、研究資金契約部長が別に定める科研費等返還依頼書を提出するものとする。

(購入設備等の取扱い)

第4条 被交付役職員等は、直接経費により購入した設備等を研究所に寄附する。

2 被交付役職員等は、研究所以外の機関に属することとなった場合は、研究資金契約部長が別に定める資産返還申請書により研究所に当該設備等の返還を求めることができる。

3 前項の規定により設備等の返還を受けた被交付役職員等は、研究資金契約部長が別に定める受領書を研究所に提出する。

(説明会等の開催)

第5条 研究所は、被交付役職員等及び科研費等の交付を希望する役職員等を対象として、科研費等の取扱いに関する研修会又は説明会を開催し、その実施状況を助成機関に報告する。ただし、先端研究助成基金助成金に係るものについては、この限りでない。

(科研費等の検査の実施)

第6条 研究所は、科研費等の検査（以下「検査」という。）を次の各号に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について適時に行う。

一 通常検査 調達、支払、人件費等に係る書類

二 特別検査 通常検査の項目及び科研費等使用状況、納品状況等（現物確認を含む。）

2 検査は、産学契約部に属する職員又は契約職員のうちから研究資金契約部長が指名する者が行う。

3 被交付役職員等は、検査に協力しなければならない。

4 研究所は、検査の状況及び結果について助成機関に報告する。

(他の定めとの関係)

第7条 この規程に定めるもののほか、科研費等の取扱いに関して特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(雑則)

第8条 第1条に規定する外来研究員及び外来研究員の科研費等への応募手続き等に関しては、別に定める。

附 則（16規程第41号）

この規程は、平成16年10月1日から施行し、平成16年度に交付を受けた科研費から適用する。

附 則（17規程第69号・一部改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（21規程第7号・一部改正）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（21規程第35号・一部改正）

この規程は、平成21年9月11日から施行する。

附 則（22規程第67号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（23規程第32号・一部改正）

この規程は、平成24年2月20日から施行する。

附 則（26規程第22号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第23号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第17号・一部改正）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則（令06規程第37号・一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。